

○ 飲食店営業許可を持っていても、協力要請の対象外となる場合があります。

具体的には以下の施設は協力要請の対象外施設です。

- (1) 惣菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗
- (2) ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
- (3) イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店
- (4) 自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー
- (5) ネットカフェ・漫画喫茶
- (6) 飲食スペースを有さないキッチンカー
- (7) ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合
- (8) 結婚式場・葬祭場等の人が集まる施設であって、当該施設本来の目的で利用する客のみに飲食を提供する場合
- (9) 学校、病院その他の施設において、集団給食業務を行う場合 5 月 17 日版 3
- (10) 行事や祭り、イベント等で出店を行う場合（飲食店営業許可証に「臨時」と記載されているもの及び、実態として露店やテントなど常設の店舗と考えられないもの）